

## 保育園の自己評価について

認定こども園法により、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自己評価を行いその結果の公表が義務として示されている。こうした動きのもと、保育課題に取り組む姿勢や体制が確かなものとして求められ、保育教諭一人一人の専門性を向上させ、園内外の研修を充実しキャリアアップしていく必要がある。今年度は「教育・保育要領に基づく自己チェックリスト100」（世界文化社、保育総合研究会監修）に於いて、自己評価を行いその結果を情報公開致します。

### 1. 自己評価時期

平成30年10月

### 2. 評価基準

5 理想的な状態、達成出来ている状態	91%～100%
4 達成間近、取り組み等を頑張っている状態	80%～ 90%
3 通常普通に行われている状態	60%～ 79%
2 頑張って取り組まなければいけない状態	40%～ 59%
1 ほとんど達成出来ていない状態	39%以下

### 3. 自己評価対象

自己評価対象	項目
I 園の基本姿勢について	①園の教育・保育理念や目標を理解している ②園児の人権に十分配慮し、園児一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っている 他8項目
II 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則	
1. 教育及び保育の基本	①幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、満3歳以上の子どもに対する教育、保育を必要とする子どもに対する教育、子育ての支援を目的とすることを理解している ②保育教諭は、園児の主體的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成している 他5項目
2. 教育及び保育の内容に関する 全体的な計画の作成	①教育及び保育の内容に関する全体的な計画は、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即して作成されていることを理解している ②幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準としていることを理解している 他3項目
3. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	①園児の在園時間の長短、入園時期や当園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫している

<p>4. 健康及び安全</p> <p>5. 子育ての支援</p>	<p>②園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めている 他7項目</p> <p>①学校保健計画に基づいて、そのねらいや内容を明確に知り実行している</p> <p>②食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けている。又、その評価及び改善に努めている 他9項目</p> <p>①園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図っている</p> <p>②子育て力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促している 他1項目</p>
<p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>1. 健康</p> <p>2. 人間関係</p> <p>3. 環境</p> <p>4. 言葉</p> <p>5. 表現</p> <p>6. 保育の実施上の配慮事項</p>	<p>第2章の示すねらいは心情・意欲・態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項ということを理解している 他3項目</p> <p>①健康とは、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うことであるのを知っている</p> <p>②健康のねらい及び内容を理解している 他2項目</p> <p>①人間関係とは、他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人とかかわる力を養うことであるのを知っている</p> <p>②集団生活を通して、園児が人とかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮している 他2項目</p> <p>環境とは、周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことであるのを知っている 他2項目</p> <p>①園児が日常生活の中で、文字などを使いながら、思ったことや考えた事を伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を持つようにさせている</p> <p>②言葉のねらい及び内容を理解している 他2項目</p> <p>①表現とは、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることであるのを知っている</p> <p>②表現のねらい及び内容を理解している 他1項目</p> <p>①園児一人一人の発育及び発達の状態や、健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている</p> <p>②きまりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮している 他6項目</p>
<p>第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>1. 一般的な配慮事項</p>	<p>幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目的の達成を図っている</p> <p>①指導計画の作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動を選択・展開している</p> <p>②教育・保育の活動をそれぞれの時期にふさわしく展開している 他7項目</p>

2. 特に配慮すべき事項	①園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意している ②長時間にわたる保育については、保育の内容や方法、職員の協力体制家庭との連携などを指導計画に位置付けている 他 8 項目
Ⅲ 園独自の取り組みについて	①園独自の教育・保育方針及び教育・保育体制を把握している ②法人研修及び外部や内部研修等に意欲を持って積極的に参加している 他 3 項目

#### 4. 評価結果

一年間の目標を掲げ研修等真剣に取り組む姿勢が見られた。その評価結果は下記の通りです。全体としては、理想的な状態 2 項目、達成間近な状態 9 項目と良い評価であるが、評価の低い「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」「健康及び安全」「子育て支援」については、積極的に研修に参加し保育力を高め、専門性の向上や保育実践の改善に努めてほしい。また自己チェック評価表については、個人評価・クラス運営評価園全体評価共に今年度の課題点を次年度の改善テーマとして取り組んでほしい。

項目	平均%	項目	平均%
園の基本姿勢について	84.2	第2章 人間関係	90.3
第1章 教育及び保育の基本	87.5	環境	80.9
教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成	58	言葉	81.8
幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	83.8	表現	84.1
健康及び安全	66.9	保育の実施上の配慮事項	86.9
子育ての支援	63.9	第3章 一般的な配慮事項	84.7
第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項	89.2	特に配慮すべき事項	77.1
健康	94	園独自の取り組みについて	78.6

合計平均 83.1%

#### グラフ タイトル

